

千枚漬

千枚漬

千枚漬
若

迎
客



失火責任について

坂元 和夫

失火責任法の趣旨

失火によって他人に損害を与えた場合、原則として不法行為責任を負わないことが法律で規定されています（失火の責任に関する法律）。

その趣旨は、火事は自分の財産をも焼失させてしまうのが普通で、誰でも注意を怠らないようにしているのだから、過失について宥恕すべき場合が少なくないという理由と、わが国では木造家屋が建て混んでいるため、一旦火事になると延焼により意外に損害が拡大し、これを失火者に賠償させるのは酷だという理由が挙げられています。

その淵源―大宝律令と唐律

明治三二年に制定されたこの法律は、わが国古来の法理に則ったものと一般に考えられています。確かに、わが国の最初の法典といわれる大宝律令（文武天皇七〇一年）には、失火者に対して刑事罰は課すが（「失火と時に非ずして田野を焼く者は笞五十」など）、民事責任については、失火者は損害を償わなくてもよい旨を定めた規定があります。大宝律令は、唐の律令を模範としたものですが、実は、唐律のこの部分に相当する箇所に大宝律令と全く同文の規定があります。つまり、わが国における失火者の責任についての特別扱

失火と債務不履行責任

いは、唐の法制を踏襲したもので、必ずしもわが国独自の法理に基づくものではないということになります。

ところで、大宝律令の他の部分に、貸借において、借主が家屋その他の物を過失によって焼失したとき、或いは寄託において、受寄者が預かった物を過失によ

って焼失したときには、いずれも損害賠償の責めを負わなくてよいという規定があります。つまり、失火による家屋の延焼などの不法行為の場合にかぎらず、契約関係における物の焼失についても、失火の場合は、損害賠償の責めを負わせないわけです。この法制は、その後も続き、江戸時代においてもほぼ同様であったようです。失火責任法ができた後、この法律が債務不履行にも適用があるか否かが問題に

なりました。たとえば、借家人が失火により家屋を焼失した場合、家主に損害を賠償しなければならぬのかどうかです。

大審院は、当初失火責任法の適用を認め、賠償責任を否定しましたが、後にこれを改めて、この法律は債務不履行には適用がないとしました。

他国との比較

西欧諸国では、火を危険物だと考え、もともとは無過失責任主義に近い立場をとっていたようですが（発火責任）、その後、例えばイギリスでは、一八世紀に過失のない場合には免責をする旨を規定して責任を緩和しました。

これに対し、わが国では、前述のように、もともと過失があっても責任を問わないとしていたのを、重過失の場合を除外し、さらに債務不履行の場合にも免責し

重過失の認められる場合

ないというふうには免責の範囲を狭めてきました。そして、判例により、重過失の解釈も次第に広がる傾向がみられます。つまり、反対方向からですが、失火責任の考え方が西欧諸国に近づいてきたといえます。

判例上、重過失が認められた例としては、ガソリンを入れた壺をストーブの傍に蓋をしないで置いたところ、これが倒れてガソリンに引火して火災になった場合、ストーブに給油中、灯油をカーペットにこぼしたのに十分に拭き取らなかったため、これに引火して火災になった場合、空き地で焚火をしたところ、傍に大量にあったカンナ屑に引火して火災になった場合、子供の放火の場合（親の責任）、寝タバコをしていて布団に引火し火事になった場合などがあります。



どうなってるの「厚生省」

尾藤 廣 喜

◆官僚不信の日々

岡光前次官の逮捕に象徴される構造汚職問題で、厚生省が集中砲火をあびています。葉害エイズ問題では、政治家の癒着の中で、故意に非加熱製剤の規制を行わず、被害の発生拡大を放置し続けたという「不作為」の違法が問われ、今回の汚職事件では、社会福祉法人の許認可という権限を悪用して、自己の利益を追い求めたという「作為」が問われています。

「早くやめといて良かったね。」と周りから声をかけられると、わずか三年間とはいえ厚生省の飯を食べた私としては、本当に腹立たしく、また情けなくります。

厚生省では、私は、保険局と社会局という全く性格の異なった二つの部局の仕事を担当しました。その中で、多くの、特にノン・キャリアの職員が、夜遅くまで、この国の福祉のあり方をそれぞれの立場で一生涯命考え、働いていた実態を身近かに見ていただけに、むしろ、「汚れた官僚ばかりではないぞ」と叫びたくもありません。

◆信念に生きた官僚たち

かつての厚生官僚は、国民の健康と生命を守る、福祉の担い手となるという気概を持ち、経済優先に傾きがちな行政政策の下でも、自己の保身よりも信念を貫くというタイプの人が多く

いました。

近くは、水保病解決をめぐる公の立場と自己の信念との間の板挟みの中で、自らの命を絶った山内豊徳さん。廃棄物処理法の抜本改正の中で、企業の処理責任を明文化しようと癌におかされた身体をおして必死で努力した私と同期の亡荻島國男君。厚生省の立場に立ちながらも、スモン裁判の全面解決のために身を削って折衝にあたり、事務次官確実と言われながらも体調を崩して中途退官せざるを得なかった中野徹雄元業務局長。そして、あの伝説の小山進次郎さん。

小山さんは、昭和二五年当時、保護課長として、生存権の確立に燃える若手官僚を組織し、恩恵的な旧生活保護法から現行の生活保護法への革命的な転換を成し遂げた人。しかも、この法を生きた法律にするために、現場の福祉事務所、都道府県の担当者の声が厚生

省まで上がってくるような仕組みを作りあげた人でもあります。

その後、健康保険制度改革のあり方をめぐって、当時の大臣と対立し、自らの信念を貫くために厚生省を退職されました。

しかし、こうしてみると、厚生省で信念に生きるということがいかに困難なことであるかも解ると思います。

◆厚生省をどう改革するか

かつての厚生官僚は、利権にあまり縁がなく、しかも、官僚本流ではないがゆえに、強固な信念と哲学を持つ人が多かったのです。

しかし、福祉をめぐる状況も、この一〇年間で大きく変わりました。年金や新ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進一〇ヵ年戦略の見直し）など今や厚生省関連予算が予算全体の二〇%にも届くという時代。厚生省も一大事業官庁として、

「利権」の誘惑も非常に大きくなってきました。

厚生行政を本当に国民のものにするためには、第一に、関連業界・団体への天りの禁止、そして、第二に、オンブズマン制度の導入など市民による行政監視制度の導入と違法な行政にいつでも裁判が起せるという体制づくりが必要でしょう。

そして、これを支える仕組みとして、第三に、徹底した情報公開が不可欠です。このことは葉害エイズ事件のいわゆる郡司ファイルの隠匿とその後刑事事件の展開をみれば明らかです。

そうすれば、官僚に「うま味」がなくなり、優秀な官僚が集まらない？心配はいりません。天下国家、市民のためにそれでも官僚になりたいと思う人こそが、本当に優秀な官僚なのではないでしょうか。



弁護士費用の敗訴者負担

山崎 浩一

現在、民事訴訟の費用について見直しが検討されていますが、二つの重要なポイントがあります。一つは申立手数料（印紙代）の低額化、他の一つは弁護士費用の敗訴者負担です。

▼申立手数料の低額化

訴訟を起こすためには、手数料（印紙）を裁判所に納めなければなりません。この手数料の額は訴訟の額に応じて決まっています、例えば一〇〇〇万円の場合は五七、六〇〇円となっています。そこで高額の訴訟を起こすときにはかなりの負担になります。湾岸戦争に日本が九〇億ドルを支出することの差止めを求めた

訴訟では、当初、裁判所は九〇億ドルを訴訟の額として算定しようとした。

しかし、原告は、この訴訟で勝ったとしても自分が九〇億ドルを得るわけではないので、これを基準にするのは変です。そもそも、あまりに高額の手数料を納めるといえるのは、裁判の途を閉ざすのと等しいこととなります。結局、裁判所は、原告は自分の人格権（平和的生存権）に基づいて訴訟をしていることを直視し、原告一人の訴訟の額を九五万円として、手数料を算定しました。とはいっても、原告は全部で五七一名いましたので、合計二七二万六〇〇円の手数料を納めるように命じました。

▼なぜ低額にすべきか

確かに自分の利益のために裁判制度を利用するのだから、手数料を納めるのは当然とも言えますが、現在の額を決めた背景には、訴訟の数を制限しようという発想があったことは否定できません。

社会の紛争を裁判所で解決するということには公共的な性格があり、その費用はある程度社会全体で負担するべきだといえますし、しかも国民の裁判を受ける権利を保障するためには申立手数料を低額にすることが必要です。

▼弁護士費用についての現在の制度

次に、弁護士費用の点ですが、原則として現在の制度では、訴訟の結果にかかわらず自分の依頼した弁護士費用は自ら負担しなければなりません。

判決で「訴訟費用は原告（又は被告）の負担とする。」

と言ひ渡されることがありますが、この「訴訟費用」の中に、弁護士費用は含まれません。先程、「原則的に」といったのは住民訴訟、株主代表訴訟などでは、法律により、原告が勝った場合には、弁護士費用を相手方に支払ってもらうことができることになっています。

また、不法行為訴訟（例えば交通事故による損害賠償訴訟）では、費用の賠償が認められています。

▼敗訴者負担の問題点

弁護士費用を敗訴者に負担させないということは、仮に訴訟で勝ったとしても、弁護士費用を負担したとすると、実質的には、一〇〇％の満足を得られないこととなります。そこで権利の満足のために弁護士費用を敗訴した側に負担させるべきであるという意見がある

のです。

また、負けても相手の弁護士費用を負担しなくても良いから無茶な訴訟が起きるのであるから、濫訴を防止するために敗訴者負担が必要であるという意見も強くいられています。

しかし、単純な敗訴者負担は、逆に裁判を起こす途を狭めることになることに注意すべきです。

訴訟にまでなるケースでは、どちらにもそれなりの言い分があることが多いのです。もし、訴訟で敗れば相手の弁護士費用まで負担しなければならぬとすると、万一のことを心配して、訴訟を起こすことをやめてしまうこととなります。また、公益的、政策形成的な訴訟を起こすことは一層困難になります。

民事訴訟費用のあり方の問題は、どのようにしたら国民が訴訟を利用し易くなるのかという観点にたって考えるべきでしょう。



児童虐待について

杉本孝子

●まさか日本で？

児童虐待などというのはよその国のことでは？このように思われる方が多いのではないのでしょうか。ところが、日本でも昔からなかった訳ではなく、ことに今日の複雑な社会・家族関係を背景に、表面に出ていないだけで実際の数は相当多数にのぼるであろう、といわれております。

虐待の中には、身体的暴行、保護の怠慢・拒否、性的な暴行などの他に、無視・差別など心理的虐待も程度により含められます。子育て不安のため、意に反して子どもを叩いてしまうことなども含められることでしょう。

●大阪大会

昨年四月、二日間にわたり、大阪で児童虐待防止研究の初めての全国大会が開催されました。医療、福祉施設、教育、心理などの各機関の関係者の他に法律関係者も含め、全国から約千名が集まり、それぞれの立場から知識や体験を交換し合い、今後継続的に各機関や専門家どうしの連携をはかることを確認しました。一つの分科会で、大阪の弁護士から、グループを組んで具体的ケースに取り組み、時に家庭裁判所の力も借りて父母の暴力から子どもを救った例が報告されるなど、出席した私にとって大きいものでした。

●対策

京都市の児童相談所では、三年ほど前から、モデルとして西京地区にて、広く一般の方々も含めた地域の各関係者にもっと児童虐待の実態を知ってもらおうとの取り組みをしています。悩んでいる親ごさんなどから電話相談を受けるホット・ラインも、一九九〇年にまず大阪にでき、東京その他の各地に色々な形で広がっております。

児童福祉法には、虐待されている要保護児童を発見した者に対し、福祉事務所や児童相談所への通告義務が規定されています（二五

条）。この義務は、医療や教育など子どもに関わる職業に従事する人に限定されず、広く一般的に課されており、早期発見が重要ですが、この規定の存在は余り知られておりません。通告を受けた児童相談所は、なにも虐待する親の処罰を目的とする訳ではなく、

虐待の事実を確認のうえ、親ごさんを指導したり、或いは虐待されている子どもを一時保護したり、保護者の同意を得て養護施設に送致するなどして、子どもを救うことと共に、虐待する親を含めた家族全体に対して援助することを目的としています。

それだけでなく、抜本的な解決とならないうへ、実際問題、いずれお子さんはその家庭に帰らなければならぬのが通常です。児童相談所の役割は、虐待対策の大きな要といえるでしょう。

●法的な対応

施設入所についての保護者の同意が得られない場合、家庭裁判所の承認を求める方法（児童福祉法二八条）もありますが、他に方法がなく事態が重大な場合、親権喪失の宣告を家庭裁判所に求めることができます（民法八三四条）。この申立てをすると、親権を一時停

止し、親権代行者を選任するなどの保全措置を講じてもらうことも可能です。こうして裁判所に関与してもらっている内に、保護者から施設入所の同意が得られたりして、解決の一步に踏み出せる場合も多いようです。

●虐待の背景

例えば子どもを継母が虐待するという場合に、その継母と実父との夫婦関係に大きな問題があるなど、虐待の背景には家族関係の根深い病理が潜んでいる場合もあって、ひとり虐待親だけを責められない場合もあります。とはいえ、子どもはなかなか自分から外に救助を求めることは不可能であり、心身ともに深い傷を負っていく危険があります。虐待の問題は重大であるに拘らず、組織的対応は遅れており、もっと真剣に取り組むことが求められております。

情報公開法とは

行政改革委員会の
行政情報公開部会は、
去る一月一日、情
報公開法要綱案の最
終報告を委員会に提
出しました。

これによって、一
九九四年から検討さ
れてきた情報公開法

は、制定に向けて本格的に
動き出すことになりました。
薬害エイズでの情報隠し、
官官接待などに代表される
行政不信の根本には、行政
による情報の独占と秘密主
義があります。これらの情
報を市民のものにするため
には、情報公開法の制定が
どうしても必要です。

しかし、今回発表された
法案には、①国民の知る権
利が明文として盛り込まれ
ていない、②非公開情報の
範囲が広すぎる、③市民の
情報公開請求に対して、そ
の情報があるかどうかにつ

いてすらも明らかにしない
という請求拒否の処分を無
制限に認めている、④中央
官庁の非公開決定について
は、原則として、東京でし
か情報公開のための訴訟が
できないなど大きな問題点
があります。

情報公開問題では、既に
各地の地方自治体で条例が
制定され、「官官接待」や教
育に関する情報、環境問題
に関する情報など各方面で
大きな成果をあげています

また、市民の行政への参
加を有効あるものにするた
めには、行政の政策が決めら
れるまでの情報（意思形成
過程の情報）も広く公開さ
れなければなりません。

私達市民としても、法案
の意味に重大な関わりを持
ち、本来の意味での「情報公開
法」になるよう求めていく必
要があります。